


日軽産業の家 

アフターサービス基準書

引き渡し後、安心してお住まいできるように万全のアフターケアで、
長期優良住宅の維持管理計画に即した30年以上の設定を50年として、
定期的な診断をして安心していただけるサポートを提案いたします。

長期保証

(住宅の品質確保の促進等に関する法律を基準にしております)

保証対象部分	基本的性能	保証期間	性能基準
基礎 [基礎及び基礎ぐいをいう、アプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等は含まない]	上部構造の水平支持	10年	基礎は、沈下、不同沈下等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 なお、基礎にコンクリートの収縮による軽微な亀裂が生じるのは、通常避けることのできない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。 現象 1. 住宅廻りの段、階段が著しく隆起し生活に支障がある。 2. 住宅の給・排水に支障が生じている。 3.1 棟の床に不陸が生じている。 4. 屋根の排水が困難になっている。 5. 基礎に0.5mm以上構造亀裂が発生している。(化粧仕上材の亀裂を除く) 6. 建具の開閉が困難で調整が不能である。 7. 住宅が傾斜し通常転がらないものを床等の上に置いた場合、転がって止まらない。 8. 基礎の一部に遊びが生じている。 9. 補修費が、最建築費の20%以上になる損害が生じている。
柱・はり等 [土台、柱、はり、桁筋かいなどをいう。]	荷重の支持	10年	柱・はり等は、傾斜、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 なお、柱、はり等に生じた木材の乾燥による亀裂は、基本的性能を損なうものではありませんので、保障対象にはなりません。(化粧材、和室材、集成材、無垢材など) 現象 1. 建具の開閉が困難で調整が不能である。 2. 柱、はりに破断、ねじれ、脱落などが生じている。 3. 通常転がらないものを床等の上に置いた場合、転がって止まらない。 4. 修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。
床 [表面仕上部分を除く。]	水平支持	10年	床は、不陸、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 なお、木材の乾燥によるボルト等の緩みは保障対象にはなりません。 現象 1. 建具の開閉が困難で調整が不能である。 2. 床の表面における2点(3m程度以上離れているものに限る)の水平面に対する角度が3/1000以上の勾配が生じている。 3. 歩行等に伴う振動が著しい。 4. 床に構造亀裂が発生している。 5. 補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。
壁 [内装・外装の表面仕上部分を除く。]	荷重の支持	10年	壁は、傾斜、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。なお、コンクリート、しっくい等による壁に、材料の収縮による軽微な亀裂またはすき間が生じるには通常避けることができない現象であり、基本的性能を損なうものではありませんので、保障たいしょうから除かせていただきます。 また、木材の乾燥によるボルト等の緩みは保障対象にはなりません。 現象 1. 建具の開閉が困難で調整が不能である。 2. 壁に0.5mm以上の構造亀裂が生じている。 3. 壁の面外にたわみが生じている。 4. 前2,3が原因となって表面仕上材が破損している。 5. 補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。
	防水	10年	外壁は、雨水が浸入して室内仕上面を汚損し、又は室内にしたたるまで、基本的性能が損なわれてはならない。
屋根 [内装・外装の表面仕上部分を除く。]	荷重の支持	10年	屋根は、破損たわみ等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 なお、木材の乾燥によるボルト等の緩みは保障対象にはなりません。 現象 1. 部材又はその接合部分に構造的破損が生じている。 2. 補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。
屋根 [下地及び仕上部分をいう。]	防水	10年	屋根及び、トップライト含むは、雨水が浸入して室内仕上面を汚損し、又は室内にしたたるまで、基本的性能が損なわれてはならない。
防虫処理工事 [軸組み、壁等の防虫処理を行った部分]	防蟻 ※現在5年の修正(NS)	5年	軸組、壁等の防虫処理を行った部分は、白蟻の食害により、破損等が生じてはならない。 なお、これらの食害を完全に防止することは困難です。 ※ひび油防蟻処理(無農薬)を行った場合の保障期間は、5年となります。 ※但しひび油防蟻処理につきましては、5年おきの再処理(有料)を実施した場合、5年ごとの保障延長となります。

短期保証

(不具合是正以降のメンテナンスは有償となります。)

保証対象部分	保証期間	性能基準
土工事 〔盛土、埋戻し及び 整地を行った部分〕	2年	盛土、埋戻し及び整地を行った部分は、沈下、陥没、隆起、敷地の排水不良等の減少が生じ、使用上の不都合をきたしてはならない。 なお、これらの部分に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
コンクリート工事 〔アプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等、 主要構造部以外のコンクリート部分〕	2年	アプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等のコンクリート部分は、著しい沈下、ひび割れ(0.5mm以上の表面亀裂)、不陸、隆起、主要構造部とはだわかれ等の現象が生じてはならない。 なお、盛土、埋戻し部分のアプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
木工事 〔床、壁、天井、屋根、 階段等の木造部分〕	2年	木造部分は、木材の変形、変質により著しいそり、すきま、割れ、きしみ等の現象が生じてはならない。 なお、木材は年月の経過により収縮するものであり、羽目板、緑甲板、巾木等に多少のすきまができるのはやむおえないことであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
ボード、表装工事 〔床、壁、天井等のボード、 表装工事による部分〕	2年	ボード、表装工事部分は、仕上材の剥離、変形、変質又は著しい浮き、すき、しみ、亀裂等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。なお、ビニールクロス等は経過により収縮するものであり多少のすきまができるのはやむおえないことであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。 とくに、吹き抜け、勾配天井のクロスによじれ、たわみは保障対象から除かせていただきます。
建具、ガラス工事 〔外部及び内部建具〕	2年	建具又は、建具枠は、変形、腐食等の現象が生じ、開閉不良、がたつき等による機能低下をしたしてはならない。
左官、タイル工事 〔壁、床、天井等の 左官工事部分〕	2年	モルタルの仕上部分及びタイル仕上の目次部分は、剥離、変退色、著しいひび割れ(0.5mm以上の表面亀裂)、等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。 なお、これらの部分に軽微なひび割れ、組積表面の軽微な段差、凸凹が通常生じるものであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。とくに珪藻土、漆喰については保証対象から除かせていただきます。
組積工事 〔コンクリートブロック、 れんが等の組織による 内・外壁〕	2年	組積工事の目地部分は、亀裂、破損、仕上材の剥離等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。 なお、これらの部分に軽微なひび割れ、組積表面の軽微な段差、凸凹は通常生じるものであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
塗装工事 〔塗装仕上面(工場塗装・ バルコニー防水表面 塗装を含む。)]	2年	屋根ふき材は、著しいずれ、浮き、変形、腐食、破損等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。
防水工事 〔浴室の水廻り部分〕	2年	浴室の水廻り部分は、タイル目地の劣化、防水槽の破断、水廻り部分と一般部分の接合部の不良等により、通常の使用状態で水漏れが生じてはならない。
断熱、防露工事 〔壁、床、天井裏等の断熱、 防露工事を行った部分〕	2年	壁面、押入れ、床下等は、水蒸気の発生しない暖房機部の通常の使用により、結露水のしたたり、結露によるかびの発生等の現象が生じてはならない。
銑金物工事 〔 とい〕	2年	といは、脱落、たれ下がり、著しい腐食等の現象が生じ、その機能を損なってはならない。
水切、雨押えの金属板	2年	水切、雨押えの金属板は、継手のがれ、浮き、著しい腐食等の現象が生じ、下地材への雨水の浸入防止機能を損なってはならない。
電機工事 〔 配管、配線〕	2年	配管、配線は、接続・支持不良、腐食、破損等が生じてはならない。
コンセント、スイッチ	2年	コンセント、スイッチは、取付不調、作動不良が生じてはならない。
給水、給湯、温水暖房工事	2年	配管は、接続・支持不良、電食、腐食、折損等の現象が生じてはならない。 配管は、結露により他の部材を著しく劣化させてはならない。
蛇口、水栓、トラップ	2年	蛇口、水栓、トラップは、取付不調、作動不良等が生じてはならない。

保証対象部分	保証期間	性能基準
暖房・衛生器具	2年	暖房・衛生器具は取付不調、水漏れ、排水不良、破損、作動不良等が生じてはならない。
排水工事 [配管]	2年	配管は、勾配、接続、固定不良による排水不良又は地盤沈下により、折損、漏水の現象が生じてはならない。 配管は、結露により他の部分を著しく劣化させてはならない。
汚水処理工事 [汚水処理槽]	2年	汚水処理槽は、槽のひび割れ、腐食による漏水又は不等沈下により機能不全の現象が生じてはならない。
ガス工事 [配管]	2年	配管は、接続、支持不良、腐食、破損等が生じてはならない。
ガス工事 [ガス栓]	2年	ガス栓は、取付不調、破損、作動不良が生じてはならない。